

(趣旨)

第1条 この規則は、射水市特定公共賃貸住宅条例(平成17年射水市条例第186号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(入居者の所得基準等)

第3条 条例第6条第1号の規則で定める所得の基準は、次のとおりとする。

- (1) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号)第3条第4号イに規定する者 158,000円以上259,000円以下
- (2) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成5年建設省令第16号)第7条第2号に規定する者 259,001円以上487,000円以下
- 2 条例第6条第2号の規則で定める特別の事情は、公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第15号に規定する公営住宅建替事業による公営住宅の除却、都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第3条第3項若しくは第4項の規定に基づく土地区画整理事業若しくは都市再開発法(昭和44年法律第38号)第2条の2に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却又は土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条(同法第138条第1項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定を受けている事業若しくは公共用地の取得に関する特別措置法(昭和36年法律第150号)第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却をいう。
- 3 条例第6条第2号の規定による者及び第6条第1項に規定する者の所得の基準は、入居の申込みをした日において、158,000円以上487,000円以下であることとする。
- 4 条例第6条第3号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
 - (1) 所得が487,000円以下であること(所得が158,000円未満である者にあつては、所得の上昇が見込まれる場合に限る。)
 - (2) 前号に掲げるもののほか、地域の実情を勘案して特定公共賃貸住宅に入居させることが適当であるとして市長が定める基準に該当すること。

(入居の申込み)

第4条 条例第7条第1項の規定による入居の申込みは、特定公共賃貸住宅入居申込書(様式第1号)を市長に提出して行わなければならない。

- 2 入居申込者は、前項の申込書のほかに、入居申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)に関し、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
 - (1) 住民票の写し
 - (2) 所得を証する書類
 - (3) 市税の納税証明書
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(抽選の方法)

第5条 条例第8条の規定により入居者の選定について抽選を行う場合は、公開の方法により行うものとする。

(入居者の選定等)

第6条 条例第9条の規定による特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 18歳未満の同居する子が3人以上いる者
 - (2) 配偶者がなく、かつ、現に同居し、又は同居しようとする20歳未満の子を扶養している父又は母
 - (3) 入居の申込みをした者又は条例第6条第1号に規定する親族(以下「同居親族」という。)のうちに60歳以上の者がある者
 - (4) 入居の申込みをした者又は同居親族のうちに次に掲げる障害者等がある者
 - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までに該当する障害を有する者
 - イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所の長、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所の長、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第6条第1項に規定する精神保健福祉センターの長又は精神科の診療に経験を有する医師により、重度若しくは中度の知的障害であると判定された者又はこれと同程度の精神的障害を有すると判定された者
 - (5) 射水市営住宅の入居者のうち収入超過者で市長が定めるもの
- 2 入居者の選定基準は、射水市営住宅条例(平成17年射水市条例第184号)第9条第4項で定める入居者選考委員会の意見を聴いて定める。
- (入居補欠者数)

第7条 [条例第10条第1項](#)の入居補欠者の数は、入居予定者の数の3割以内において市長が定める。

(請書)

第8条 [条例第11条第1項第1号](#)に規定する請書は、特定公共賃貸住宅入居請書([様式第2号](#))による。

(連帯保証人等)

第9条 [条例第11条第1項第1号](#)の市長が定める資格を有する連帯保証人は、次に掲げる要件を備えている者とする。

- (1) 独立の生計を営む者であること。
 - (2) 確実な保証能力を有する者であること。
- 2 入居者は、連帯保証人が死亡したとき、連帯保証人が[前項](#)に規定する要件を欠くに至ったとき、連帯保証人が履行した債務額が極度額に達したとき、又は連帯保証人の変更を要するときは、新たに[同項](#)に規定する要件を備えている連帯保証人を定めて、特定公共賃貸住宅連帯保証人変更申請書([様式第3号](#))を市長に提出しなければならない。
- 3 入居者は、連帯保証人が住所又は氏名を変更したときは、直ちに市長に通知しなければならない。
- 4 [第2項](#)の連帯保証人が保証する極度額は、[条例第11条](#)で規定する請書を提出した特定公共賃貸住宅の近傍同種の住宅の家賃の12か月分に相当する金額に15万円を加算した金額とする。

(入居手続の特例措置)

第10条 [条例第11条第1項第1号ただし書](#)の規定による連帯保証人の連署の免除、[同条第2項](#)の規定による入居手続期限の延長又は[同条第5項ただし書](#)の規定による入居期限の延長の措置を受けようとする者は、特定公共賃貸住宅入居手続特例措置適用申請書([様式第4号](#))を市長に提出しなければならない。

2 市長は、[前項](#)の申請書のほかに、[同項](#)の措置を必要とする理由についてその事実を証する書類を提出させることができる。

(入居決定通知書)

第11条 [条例第11条第4項](#)の通知は、特定公共賃貸住宅入居決定通知書([様式第5号](#))による。

(家賃等の決定及び変更の通知)

第12条 [条例第12条第1項](#)に規定する特定公共賃貸住宅の家賃(以下「家賃」という。)は、[別表1](#)のとおりとする。

2 市長は、[条例第12条第2項](#)の規定により家賃を変更しようとするときは、当該特定公共賃貸住宅の入居者に対して、家賃を変更しようとする時期、その額その他必要な事項を通知するものとする。

(入居者負担額の決定)

第13条 [条例第16条](#)に規定する入居者負担額は、毎年家賃の減額を受けようとする入居者の所得及び入居する特定公共賃貸住宅の区分に応じ、市長が決定する。

2 [第1項](#)の入居者負担額は、毎年4月1日から翌年の3月31日まで([次条第2項](#)に規定する場合においては、入居の日から同日以後最初に到来する3月31日まで)の間適用する。

(家賃減額申請書)

第14条 [条例第15条](#)の家賃減額申請書は、特定公共賃貸住宅家賃減額申請書([様式第6号](#))による。

2 新たに特定公共賃貸住宅に入居しようとする者にあつては、[第4条第1項](#)に規定する特定公共賃貸住宅入居申込書を家賃減額申請書とみなす。

(入居者負担額決定書)

第15条 [条例第16条](#)の規定による入居者負担額その他必要な事項の通知は、特定公共賃貸住宅入居者負担額決定書([様式第7号](#))により行うものとする。

(家賃等の減免及び徴収猶予の申請)

第16条 [条例第17条](#)の規定により家賃等の減免又は徴収の猶予を受けようとする者は、特定公共賃貸住宅家賃等減免・徴収猶予申請書([様式第8号](#))を市長に提出しなければならない。

(家賃等の減免期間及び徴収猶予の基準)

第17条 [条例第17条](#)の規定により家賃等の減免をする期間は、1年を超えない範囲内で市長が事情を考慮して認める期間とする。

2 [条例第17条](#)の規定により家賃等の徴収を猶予する場合の基準は、家賃等の支払能力が6月以内に回復すると認められる場合とする。

(入居者の負担となる修繕)

第18条 [条例第29条第2項](#)の規定により、入居者が費用を負担しなければならない原状回復は、[別表2](#)に定めるとおりとする。ただし、特に市長が認めるときは、この限りでない。また、負担割合は別途協議により定めるものとする。

(不在届)

第19条 [条例第24条](#)の規定による届出は、特定公共賃貸住宅を引き続き15日以上使用しないこととなる日前3日までに特定公共賃貸住宅不在届([様式第9号](#))を市長に提出して行わなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、使用しないこととなる日時までにこれを提出しなければならない。

(住宅併用の承認)

第20条 条例第26条の規定のほか特定公共賃貸住宅を住宅以外の用途に併用しようとする者は、特定公共賃貸住宅併用承認申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、特定公共賃貸住宅において、助産婦、あんま、はり又はきゅうの業その他特定公共賃貸住宅の入居者等の福祉を目的とする業を営む場合で、特定公共賃貸住宅の管理上支障がないと認められるときに限り、特定公共賃貸住宅を住宅以外の用途に併用することを承認するものとする。

3 市長は、前項の規定による承認をしたときは、特定公共賃貸住宅併用承認書(様式第11号)を交付するものとする。

(住宅模様替え・増築の承認)

第21条 条例第27条第1項ただし書の規定により特定公共賃貸住宅の模様替え又は増築をしようとする者は、特定公共賃貸住宅模様替え・増築承認申請書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、特定公共賃貸住宅の模様替え又は増築を承認したときは、特定公共賃貸住宅模様替え・増築承認書(様式第13号)を交付するものとする。

(同居の承認)

第22条 条例第28条の規定により特定公共賃貸住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとする者は、特定公共賃貸住宅同居許可申請書(様式第14号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、審査の上、当該同居の承認をすることができる。

(1) 同居しようとする者が入居者又は入居者の配偶者の3親等内の血族又は直系姻族であるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、特別の事情があるとき。

3 市長は、前項の規定による承認をしたときは、特定公共賃貸住宅同居承認書(様式第15号)を交付するものとする。

(世帯員変更届等)

第23条 入居者は、入居者又は入居許可を受けた世帯員(前条第2項の規定により同居の承認を受けた者を含む。)に、出産、死亡又は転出の事実があったときは、速やかに特定公共賃貸住宅世帯員変更届(様式第16号)を市長に提出しなければならない。

2 入居者は、婚姻その他の事由によりその氏名を変更したときは、速やかに特定公共賃貸住宅入居者氏名変更届(様式第17号)を市長に提出しなければならない。

(住宅明渡し届)

第24条 条例第29条第1項の規定による届出は、特定公共賃貸住宅明渡し届(様式第18号)を市長に提出して行わなければならない。

(検査員証)

第25条 条例第31条第3項の身分を示す証票は、特定公共賃貸住宅検査員証(様式第19号)による。

(その他)

第26条 この規則に定めるもののほか、特定公共賃貸住宅の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の新湊市特定公共賃貸住宅条例施行規則(平成9年新湊市規則第27号)、大島町特定公共賃貸住宅設置及び管理に関する規則(平成14年大島町規則第9号)又は下村特定公共賃貸住宅管理条例(平成14年下村条例第10号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年3月19日規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第13条の規定は、平成20年4月分以後の入居者負担額について適用する。

附 則(平成21年1月28日規則第1号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成27年6月30日規則第30号)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の射水市特定公共賃貸住宅条例施行規則に規定する様式に基づき作成された書類については、この規則による改正後の射水市特定公共賃貸住宅条例施行規則に規定する様式に基づき作成されたものとみなす。

附 則(平成29年10月24日規則第14号)

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日規則第42号)
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の射水市特定公共賃貸住宅条例施行規則に規定する様式に基づき作成された書類については、この規則による改正後の射水市特定公共賃貸住宅条例施行規則に規定する様式に基づき作成されたものとみなす。

附 則(令和2年12月24日規則第54号)
(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則(令和3年6月30日規則第30号)
(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の様式は、令和2年以後の年の収入に係る市営住宅入居申込書、市営住宅入居者収入申告書、特定公共賃貸住宅入居申込書、特定公共賃貸住宅家賃減額申請書、都市再生住宅入居申込書及び都市再生住宅入居者収入申告書について適用し、令和元年以前の年の収入に係る市営住宅入居申込書、市営住宅入居者収入申告書、特定公共賃貸住宅入居申込書、特定公共賃貸住宅家賃減額申請書、都市再生住宅入居申込書及び都市再生住宅入居者収入申告書については、なお従前の例による。

附 則(令和4年3月31日規則第26号)
この規則は、令和4年4月1日から施行する。
附 則(令和4年10月24日規則第28号)
この規則は、令和4年11月1日から施行する。
附 則(令和5年2月20日規則第8号)
この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表1(第12条関係)

名称	建設年度	戸当たり床面積 (平方メートル)	家賃
立町特定公共賃貸住宅	平成9年度	81.35	67,700円
		83.67	69,300円
赤井特定公共賃貸住宅	平成14年度	53.20	43,500円
		54.32	43,000円
		70.66	56,400円
すずほ特定公共賃貸住宅	平成14年度	48.97	27,700円
		76.32	42,000円

別表2(第18条関係)

1 軽微な修繕	(1) 畳の表替え並びに障子及びふすまの張替え (2) ガラスの割れ入替え並びに網戸の張替え及び修繕 (3) 壁クロスの張替え (4) ハウスクリーニング (5) その他構造上重要でない部分の修理
2 附帯施設の構造上重要でない部分の修繕	入居者の故意又は過失、善管注意義務違反その他通常の使用を超えるような使用による損耗又は毀損の復旧

様式第1号(第4条、第14条関係)

様式第1号(第4条、第14条関係)

(表)

特定公共賃貸住宅入居申込書					受付年月日 ・		受付番号		受付者	
射水市長										
次のとおり射水市特定公共賃貸住宅の入居を申し込みます。										
記載事項が事実と相違した場合は、申込みを無効とされても異議を申し立てません。										
1 申込者										
ふりがな 氏名			〒 住所			電話番号				
2 入居を希望する住宅										
第1希望 特定公共賃貸住宅(階)					第2希望 特定公共賃貸住宅(階)					
3 親族の状況										
入居 予 定 親 族	続柄	氏名	生年月日	現状	勤務先・通学先		所得金額	控除金額		
	1本人				電話番号		円	基親老特寡ひ障 円		
	2			同居 別居	電話番号		円	基親老特寡ひ障 円		
	3			同居 別居	電話番号		円	基親老特寡ひ障 円		
	4			同居 別居	電話番号		円	基親老特寡ひ障 円		
	5			同居 別居	電話番号		円	基親老特寡ひ障 円		
別居 扶養				同居 別居	電話番号		円	基親老特寡ひ障 円		
				同居 別居	電話番号		円	基親老特寡ひ障 円		
4 現在の居住状況							合計	① 円	② 円	
困窮理由	1 他世帯と同居	2 狭い	3 遠距離通勤	4 非住宅に居住	5 高家賃 円	6 婚約中	7 立ち退き要求	8 その他	①-② 円	
	1 民間アパート	2 公営賃貸住宅	3 借家	4 間借り	5 その他()	延べ 室 畳			認定額 ③÷12 円 適・否	
特記事項									処理欄	
									決定年月日	
(注)1 太枠欄の中に記入してください。									決定住宅	特定公共 賃貸住宅
2 添付書類… (1) 住民票の写し (2) 所得を証する書類 (3) 地方税の納税証明書 (4) その他市長が必要と認める書類										
									間取り	
									家賃	円

(裏)

給与証明上の注意

- (1) 本人又は同居予定の親族で、申込み時に給与収入があり、就職期間1年未満の方は、勤務先から証明を受けてください。
- (2) 証明欄が不足する場合は、本欄をコピーして利用するか、別紙により提出してください。
- (3) 交通費などの非課税収入を除いた総収入を記入してください。
- (4) 給与の支払者が法人の場合は法人名及び社印・代表者印を、個人の場合は個人印を押印してください。

給与証明書						
源泉徴収票等の収入を証する書類のはり付け欄	氏名	採用年月日	年 月 日			
			就職翌月からの支払額 (税込)	年 月分から 年 月分まで	① 賞与以外 円	①の最終月分 (抜粋) 円
					②賞与 (回分) 円	①+② 円
	扶養親族	氏名	続柄	生年月日		
				年 月 日		
				年 月 日		
				年 月 日		
				年 月 日		
				年 月 日		
				年 月 日		

上記のとおりであることを証明します。

年 月 日

事業所の名称

代表者氏名

電話番号

⑪

様式第2号(第8条関係)

(表)
特定公共賃貸住宅入居請書

年 月 日

射水市長

入居の決定を受けた次の射水市特定公共賃貸住宅の使用については、射水市特定公共賃貸住宅条例及び射水市特定公共賃貸住宅条例施行規則並びにこれに基づく指示・命令を堅く守ります。

なお、入居者が規定に違反し、又は家賃等を滞納した場合は、条例の定めるところにより、処置を受けても異議を申し立てません。よって保証人と連帯してその責任を負い、義務を履行することを約束し、連署の上この請書を提出します。

入居者	本籍地	
	氏名	Ⓔ 年 月 日生
連帯保証人	本籍地	
	現住所	電話番号
	職業・勤務先	電話番号
	氏名	(実印) 年 月 日生
	入居者との関係	

- (注)1 太枠欄の中に記入してください。
- 2 連帯保証人の印鑑登録証明書及び収入証明書を添付してください。

住宅名	特定公共賃貸住宅	号室
決定年月日及び番号	年 月 日	第 号
1箇月家賃	円(家賃納付期限毎月末日)	
敷金	円(家賃の3箇月分相当額)	
連帯保証人の極度額	円(内訳) 近傍同種家賃 円の 12箇月分に150,000円を加算	

備考

(裏)

1 特定公共賃貸住宅使用請書提出の際の注意事項
(1) 連帯保証人は、市内に居住し、月額 円以上の収入がある者としてください。
(2) 連帯保証人が給与所得者の場合は勤務先の給与証明書、事業所得者の場合は所得証明書を添付してください。
(3) 連帯保証人の印鑑登録証明書を添付してください。
(4) 連帯保証人は、極度額を限度として保証債務を履行する責任を負います。
(5) 敷金は、家賃の3箇月分相当額を請書と同時に納付してください。
2 特定公共賃貸住宅使用上の注意
(1) 家賃は、毎年末まで、その月分を射水市の指定金融機関に納付すること。
(2) 特定公共賃貸住宅及び附属物件の使用については、最善の注意を払うとともに、その保管取締りに関する指示を堅く守ること。
(3) 特定公共賃貸住宅を汚損し、若しくは損傷するおそれのある室内作業を営み、又はみだりに家畜類を飼育し、その他人に迷惑となる行為をしないこと。
(4) 家賃を3箇月以上滞納したとき、不正の行為によって入居したとき、その他入居不相当と認められる行為をしたときは、法令の定めるところにより住宅の明渡しを請求します。
(5) 特定公共賃貸住宅を引き続き15日以上使用しないときは、市長の定めるところにより届出をしてください。
(6) 特定公共賃貸住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡し、使用許可を受けた世帯員以外の者を同居させないこと。もし違反した場合は、住宅の明渡しを請求します。
(7) 許可を得ないで建物及びその附属物を模様替えし、敷地内に工作物を建設し、又は土石を採掘し、若しくは地形を変形しないこと。
(8) 建物及びその附属物件等を損傷し、又は滅失したときは、入居者において、原状に回復し、又は費用を賠償すること。
(9) 特定公共賃貸住宅を明け渡そうとするときは、5日前までに届け出て検査を受けてください。
3 その他
(1) 家族に異動があったとき、勤務先、職業に変更があったとき、又は連帯保証人に異動があったときは、直ちに市長の定めるところにより届出をしてください。
(2) 特定公共賃貸住宅管理に関しては、射水市特定公共賃貸住宅条例及び射水市特定公共賃貸住宅条例施行規則並びにこれに基づく指示に従うこと。

様式第3号(第9条関係)

特定公共賃貸住宅連帯保証人変更申請書

年 月 日

射水市長

特定公共賃貸住宅 号室
入居者氏名 ㊟

次のとおり連帯保証人を変更したいので届け出ます。

なお、新連帯保証人は、入居者と連帯して射水市特定公共賃貸住宅条例及び射水市特定公共賃貸住宅条例施行規則並びにこれに基づく指示及び命令を堅く守り、その責任を負い、義務を履行することを約束し、連署の上、この申請書を提出します。

変更前

連帯保証人	本籍地	
	現住所	電話番号
	氏名	年 月 日生
	入居者との関係	
連帯保証人	本籍地	
	現住所	電話番号
	氏名	年 月 日生
	入居者との関係	

変更後

連帯保証人	本籍地	
	現住所	電話番号
	職業・勤務先	電話番号
	氏名	(実印) 年 月 日生
	入居者との関係	
	極度額	(内訳) 近傍同種家賃 円の 12か月分に150,000円を加算

- (注) 1 太枠欄の中に記入してください。
2 新連帯保証人の印鑑登録証明書及び収入証明書を添付してください。

様式第4号(第10条関係)

特定公共賃貸住宅入居手続特例措置適用申請書

年 月 日

射水市長

特定公共賃貸住宅 号室
入居者氏名

次の理由により次の措置を受けたいので申請します。

項目	内容
☐ 連帯保証人の連署	免除する措置
☐ 入居手続期限	年 月 日を 年 月 日に延長する措置
☐ 入居期限	年 月 日を 年 月 日に延長する措置

(注) 該当事項の□欄にレ印を記入してください。

(理由)

様式第5号(第11条関係)

第 号
年 月 日

様

射水市長
特定公共賃貸住宅入居決定通知書



次のとおり特定公共賃貸住宅の入居者として決定したので通知します。

入居すべき特定公共賃貸住宅の所在地及び名称等	射水市 番 号		
	特定公共賃貸住宅		階 号室
家賃	規定家賃 月額 円	減額する額 月額 円	入居者負担額 月額 円
敷金	円 (請書の提出と同時に家賃の3箇月分を納入してください。)		
入居の手続	年 月 日までに請書を提出してください。		
入居指定期間	年 月 日から の間に入居してください。 年 月 日まで		
入居の取消し	(1) 入居申込書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。 (2) 入居指定期間内に入居手続をしないとき。 (3) 入居指定期間内に入居しないとき。		
入居決定家族	続柄	氏名	生年月日
	本人		年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

様式第6号(第13条、第14条関係)

様式第6号(第13条、第14条関係)

年 月 日

特定公共賃貸住宅家賃減額申請書

射 水 市 長 あて

特定公共賃貸住宅 階 号室

入居者氏名

電話番号

緊急連絡先

私及び同居者の前年（令和 年1月1日から同年12月31日まで）の所得は、次のとおりです。射水市特定公共賃貸住宅条例第15条第1項の規定により、所得を証する書類を添えて、家賃の減額を申請します。

入居者（名義人）及び同居者氏名	続柄	生年月日	年 間 所 得 金 額	所得課税当欄								職業	親族又は事業所の所在地及び名称	
				基礎	扶養		障害者		老年者	寡婦・ひとり親				
	本人 (入居者)			基礎		特 定	老 人	普 通	特 別	老 者	寡 婦	ひ		電話番号
				基礎	一 般	特 定	老 人	普 通	特 別	老 者	寡 婦	ひ		電話番号
				基礎	一 般	特 定	老 人	普 通	特 別	老 者	寡 婦	ひ		電話番号
				基礎	一 般	特 定	老 人	普 通	特 別	老 者	寡 婦	ひ		電話番号
				基礎	一 般	特 定	老 人	普 通	特 別	老 者	寡 婦	ひ		電話番号
				基礎	一 般	特 定	老 人	普 通	特 別	老 者	寡 婦	ひ		電話番号
				基礎	一 般	特 定	老 人	普 通	特 別	老 者	寡 婦	ひ		電話番号
				基礎	一 般	特 定	老 人	普 通	特 別	老 者	寡 婦	ひ		電話番号
計 人 有所得者（ 人） 控除対象者（ 人）				入居者及び同居者の所得税上 の扶養親族のうち同居しないもの（寡婦・ひとり親）の数 人										

注） 1 所得課税当欄は、該当するものを○で囲んでください。

2 （ ）内は、記入しないでください。

様式第7号（第15条関係）

第 号
年 月 日

様

射水市長 印

特定公共賃貸住宅入居者負担額決定書

提出のあった減額申請書及び実施した調査により、所得金額（同居親族の収入も合算）を認定し、家賃の減額について、下記のとおり決定したので通知します。

名義人名	
住 宅 名	特定公共賃貸住宅 号室

収 入 額 算 定	所得者氏名	所得金額	諸 控 除	控除種類	人数	控除金額
	所得額合計(A)			控除額合計(B)		
	所得月額 (A－B) ÷ 12 ヲ月 ＝					円

家賃減額の適否判定	減額後の家賃月額	期 間
		～
		～

様式第8号(第16条関係)

特定公共賃貸住宅家賃等減免・徴収猶予申請書

年 月 日

射水市長

特定公共賃貸住宅 階 号室
入居者氏名

次のとおり家賃(入居者負担額)の減免・徴収猶予を申請します。

家賃(入居者負担額)	月額 円(年 月分まで完納)
減免・徴収猶予を受けようとする金額	月額 円
減免・徴収猶予を受けようとする期間	
徴収を猶予された家賃(入居者負担額)の完納方法	
理由	

(注) 上記の「減免・徴収猶予」のうち不要部分を消してください。

様式第9号(第19条関係)

特定公共賃貸住宅不在届

年 月 日

射水市長

特定公共賃貸住宅 階 号室
入居者氏名

次のとおり世帯全員が15日以上不在となりますので届け出ます。

不在期間	年 月 日から (日間) 年 月 日まで
不在にする理由	
不在中の連絡先	電話番号

様式第10号(第20条関係)

特定公共賃貸住宅併用承認申請書

第 号
年 月 日

様

射水市長



次のとおり特定公共賃貸住宅の併用を申請します。

用途	
用途を変更する部分	
併用の期間	
条件	(1) 承認した用途以外に使用しないこと。 (2) 住宅の模様替え又は増築をしようとするときは、別に承認を受けること。 (3) 特定公共賃貸住宅の管理の必要上、この承認が取り消された場合は、直ちに併用を停止すること。 (4) 前号による取消しの結果生じた損害については、市は、その責任を負わない。

様式第11号(第20条関係)

特定公共賃貸住宅併用承認書

第 号
年 月 日

様

射水市長



次のとおり特定公共賃貸住宅の併用を承認します。

用途	
用途を変更する部分	
併用の期間	
条件	(1) 承認した用途以外に使用しないこと。 (2) 住宅の模様替え又は増築をしようとするときは、別に承認を受けること。 (3) 特定公共賃貸住宅の管理の必要上、この承認が取り消された場合は、直ちに併用を停止すること。 (4) 前号による取消しの結果生じた損害については、市は、その責任を負わない。

様式第12号(第21条関係)

特定公共賃貸住宅模様替え・増築承認申請書

年 月 日

射水市長

特定公共賃貸住宅 階 号室
入居者氏名

次のとおり住宅の模様替え・増築をしたいので、別紙設計図書を添えて申請します。

なお、これについて市から原状回復若しくは撤去の命令があった場合又は住宅を明け渡す場合には、直ちに無条件で、かつ、自費をもって原形に回復することを誓約します。

模様替え				
増築	今回の増築	物置 m²	居室 m²	その他() m²
	既に承認を受けた増築の有無	物置 m² 承認年月日 年 月 日	 m² 承認年月日 年 月 日	 m² 承認年月日 年 月 日
目的又は理由				
期間				
同意欄	第 号室入居者	㊞	第 号室入居者	㊞
	第 号室入居者	㊞	第 号室入居者	㊞

- (注) 1 上記の「模様替え・増築」のうち不要部分を消してください。
2 同意欄には、増築の結果影響を受ける住宅の入居者の記名押印が必要です。
3 設計図書は、2部提出してください。

様式第13号(第21条関係)

特定公共賃貸住宅模様替え・増築承認書

第 号
年 月 日

様

射水市長



特定公共賃貸住宅の模様替え・増築を次の条件により承認します。

- 1 申請書及びこれに添付した設計図書記載のとおり実施すること。
- 2 特定公共賃貸住宅管理の必要上、原状回復若しくは撤去の命令をする場合又は住宅を明け渡す場合には、直ちに無条件で、かつ、自費をもって原状に回復すること。
- 3 射水市特定公共賃貸住宅条例及び射水市特定公共賃貸住宅条例施行規則並びにこれらの規定に基づく指示を堅く守ること。

様式第14号(第22条関係)

(表)

特定公共賃貸住宅同居許可申請書

年 月 日

射水市長

特定公共賃貸住宅 階 号室

入居者氏名

次の者を同居させたいので申請します。

なお、許可の上は、射水市特定公共賃貸住宅条例及び射水市特定公共賃貸住宅条例施行規則並びにこれらの規定に基づく指示を堅く守り、住宅を明け渡す場合は、同居者も同時に退去することを誓約します。

同居を希望する者	氏名	続柄	生年月日 (年齢)	職業	年間所得金額	勤務先又は事業所	現住所
			年 月 日 (歳)		円		
			年 月 日 (歳)		円		
			年 月 日 (歳)		円		
			年 月 日 (歳)		円		
			年 月 日 (歳)		円		
同居理由							
現に居住している世帯員数				人			

- (注) 1 同居者が入居者又はその配偶者の3親等内の血族又は直系姻族であることを証明する戸籍謄本又は抄本を添えてください。
- 2 同居者の住民票の写しを添えてください。
- 3 現に居住する世帯員について裏面に記入してください。

(裏)

現居住世帯員の構成

氏名	続柄	生年月日	職業	年間所得金額	勤務先又は事業所
	本人 (入居者)	年 月 日 (歳)		円	
		年 月 日 (歳)			
		年 月 日 (歳)			
		年 月 日 (歳)			
		年 月 日 (歳)			
		年 月 日 (歳)			
		年 月 日 (歳)			
計	人				

様式第15号(第22条関係)

第 号
年 月 日

様

射水市長

印

特定公共賃貸住宅同居承認書

次のとおり同居を承認します。

同居を承認する者	氏名	続柄	生年月日	備考
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
承認後の世帯人数		人		
同居承認後の条件		射水市特定公共賃貸住宅条例及び射水市特定公共賃貸住宅条例施行規則並びにこれらの規定に基づく指示を堅く守り、住宅を明け渡す場合は、同居者も同時に退去させること。		

様式第16号(第23条関係)

特定公共賃貸住宅世帯員変更届

年 月 日

射水市長

特定公共賃貸住宅 階 号室
入居者氏名

次のとおり世帯員に変更があったので届け出ます。

変更のあった期日	年 月 日		
変 更 の 理 由	死亡・転出・出生・その他()		
変更のあった世帯員の氏名	入居者との続柄	生年月日	備考
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

(注) 1 出生の場合は、住民票の写しを添えてください。
2 同居者の氏名変更の場合は、変更の事実が分かるものを添えてください。

様式第17号(第23条関係)

年 月 日

射水市長

特定公共賃貸住宅 階 号室
入居者氏名

特定公共賃貸住宅入居者氏名変更届

次のとおり氏名を変更したので届け出ます。

変 更 の あ っ た 期 日	年 月 日
旧 氏 名	
変 更 理 由	

(注) この届出には、戸籍謄本又は抄本を添えてください。

様式第18号(第24条関係)

特定公共賃貸住宅明渡し届

年 月 日

射水市長

特定公共賃貸住宅 階 号室
入居者氏名

明 渡 し 年 月 日	年 月 日
立会検査の連絡先	1 勤務先名 電話番号 2 自宅 電話番号 3 その他 電話番号
移 転 先	〒 電話番号
明 渡 し 理 由	1 住宅の新築又は購入 3 他の賃貸住宅 2 転勤 4 その他()
模様替え・増築等に対する処置	
家 賃	1 完納 2 未納 未納金の納入期日 (円) 年 月 日
注意 1 この届は、住宅返還の5日前までに住宅のかぎ(物置を含む。)2本とともに市役所建築住宅課に持参してください。 2 明渡しの日までに、電気、ガス、上下水道などの使用料を清算してください。 3 明渡しの日までに、増築部分の撤去、模様替え箇所の原状回復を行ってください。 4 入居者負担の退去修繕の箇所は、立会いのときに指示しますから、修繕はそれ以後に行ってください。	
かぎの処理欄	

様式第19号(第25条関係)

(表)

第 号		特定公共賃貸住宅検査員証
		所属 職氏名 年 月 日生
		上記の者は、射水市特定公共賃貸住宅条例第31条の規定に基づき住宅検査員であることを証明する。 年 月 日 射水市長 印

(裏)

射水市特定公共賃貸住宅条例(抜粋)

(立入検査)

第31条 市長は、特定公共賃貸住宅の管理上必要があると認めるときは、市長の指定した者に特定公共賃貸住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

2 前項の検査において、入居者が現に使用している特定公共賃貸住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該住宅の入居者の承認を得なければならない。

3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。